

令和 8 年度 第 1 回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和8年4月17日（金）午後3時00分
場 所 青梅市役所 3 階教育委員会会議室

第1回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和8年4月17日（金） 1 日間
場 所 青梅市役所 3 階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
 - 2 会議録署名委員の指名
 - 3 教育長報告事項
 - 4 協議事項
 - 5 議案審議
議案第1号 青梅市美術館運営委員の委嘱について
議案第2号 青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（追加）
 - 6 教育長閉議および閉会宣言
-

教育長報告事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分（人事案件）の報告について（教育総務課・指導室）
 - 2 令和7年度青梅市立小・中学校卒業式および令和8年度青梅市立小・中学校入学式の実施結果について（指導室・教育指導担当）
 - 3 第67回市民スポーツ大会および第79回東京都スポーツ大会の実施について（スポーツ推進課）
 - 4 新青梅図書館（仮称）基本設計概要書への意見募集の実施について（文化複合施設等整備担当）
 - 5 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 令和7年度後期教育委員会後援名義承認結果について（教育総務課）
 - イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）
-

協議事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について（教育総務課）
- 2 令和8年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について（指導室・教育指導担当）

3 令和9年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について（指導室・教育指導担当）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦
	教育委員会委員	原 島 敦 子

出席説明員	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀
	生涯学習部長	布 田 信 好
	教育総務課長	榎 戸 智
	学 務 課 長	桶 川 法 夫
	指 導 室 長	宇 野 賢 悟
	教育指導担当主幹	坂 井 直 樹
	学校給食センター所長	師 岡 寛 也
	社 会 教 育 課 長	平 岡 正 海
	文 化 課 長	原 島 明
	スポーツ推進課長	中 村 栄 之
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	横 山 竜 太
	教育総務課庶務係	渡 辺 健 斗

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和8年度第1回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 はじめに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員は、百合委員を指名いたします。

次に、令和8年2月9日開催の令和7年度第11回定例会および2月19日開催の第12回臨時会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、それぞれ御覧をいただいておりますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認め、令和7年度第11回定例会および第12回臨時会の会議録につきましては、御承認をいただきました。

次に、本日の議事進行につきまして、日程第3、教育長報告事項の1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分（人事案件）の報告については、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第3、教育長報告事項に移ります。

はじめに、委員の皆様から御報告を頂戴したいと存じます。

本日は、原島委員からお願いをいたします。

【委員（原島）】 私は、4月2日、新任校長の紹介と辞令伝達式に参加させていただきました。青梅市を担ってくださる先生方に、子を持つ親として改めてよろしくお願いしますという気持ちで列席させていただきました。

そして、小学校の入学式は第六小学校に行ってみりました。初めて第六小学校に伺ったのですが、すごく地域の温かさが伝わってきました。実際に2年生が自分の作品を見せて、図工ではこういうことをするのだよとか、体育ではこういうことをするのだよと、新入生に対して学校って楽しいよというイメージを見せてくれて、私自身もすごくほほえましかったです。担任の先生が飽きさせない工夫でダンスもしていて、小学校らしい温かい雰囲気の入学式でした。ちょっと座ってられないお子さんへの配慮もされていて、イヤーマフを適宜使ったり、先生が2人後ろについてお声かけを行ったり、いろいろな個性、多様性を認めてくださって、その子が安心して

参加できる入学式であったと思います。

新学期が始まって数週間が経ちましたが、子どもたちも新しい環境に不安を抱える中で、先生たちが積極的に声かけをしてくださるなどすごく温かく迎えてくださったり、電話で相談すると、そこも温かく対応してくださったり、個別によく子どもたち見てくれているなというところはすごく感じております。先生方も新しい環境という方も多いと思うのですが、その中で子どもたちに真剣に向き合ってくださっていることを私も日々感じておりますので、本当に家庭としても気持ち引き締まる思いです。私も、子どもを学校に温かく迎えていただいている環境に日々感謝しながら、地域もそうですし、みんなで連携を取りながら子どもたちを学校とつないでいきたいなというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。百合委員、お願いいたします。

【委員（百合）】 私は、入学式は新町中学校と若草小学校にお邪魔しました。どちらもまだ桜の花が残ってしまして、子どもたちをお祝いしてくれているなという雰囲気の中で、とてもいい式でした。

年々子どもの数が減っているので、子どもが座る席より親の席のほうが広くて、たくさんの方がいらっしゃるなというのがとても印象的だったのですが、その分、先生の配慮というか、目が行き届くのだなというのを今年よく感じました。各クラスの担任だけでなく学年に配置される先生の数もやはり例年より多く感じたので、親御さんも児童生徒も安心して学校生活が送れるのではないかなと思いました。

昨日から小学校1年生は給食が始まったとのこと。学ぶことも遊ぶことも楽しいと思うのですが、学校の給食を楽しみに学校に通ってくればいいなと、学校給食センター運営審議会の一員として思いました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。杉本委員、お願いいたします。

【委員（杉本）】 私は、4月2日の辞令伝達式に出席しました。

つづいて、4月7日には西中学校の入学式に参列させていただきました。まだ本当に小学生の面影が残っている子たちもいたのですけれど、とっても雰囲気のいい子どもたちだったので、3年後のこの子たちが高校生になっていくときはどんな顔になっているのだろうという、そういうことも楽しみに思いながら参列させていただきました。

4月8日は第五小学校の入学式に参列させていただきました。第五小と西中で近年の動向もありましたので、どういう感じになるのかなと思い参加しました。こちらも幼稚園生の面影を残した子たちがたくさんいて、この子たちが中学生へと成長していく過程を思うと、義務教育の大切さを感じました。小学校1年生から9年間の子どもの成長はすさまじい勢いで、そういう大事なところを担っている場にいるということをしみじみと今回も感じさせていただいて、身の引き締まる思いでありました。

特に、第五小学校の入学式は、新しい校長先生も壇上から降りて、1年生に語りかけるように幼稚園から小学校へとうまくつないでくれて、担任の先生2人もいろいろなパフォーマンスを見

せてくれて、男性の先生はジャンプが得意だと言って本当にジャンプをするのですが、それが本当にびっくりするぐらい高いところまで行くのでみんなびっくりして声を上げて、そういうすごく和気あいあいとした雰囲気でした。幼稚園の園長先生もたくさんいらしている中で、すごく引継ぎがうまくいっているという印象を受けましたので、温かい目でしばらく見届けられそうだなという気持ちで入学式を終えました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。徳長委員、お願いいたします。

【委員（徳長）】 私も4月2日の校長先生や教職員の辞令伝達式に参加しました。パッと見て、女性がすごく多いのかなという気がいたしました。女性の方もたくさん教職員になってくださっておりますが、全体的に教職員の数が足りなくなっているという中で、もっともっといろいろな意味で先生方が魅力的に感じてもらえる教育をしていかななくてはいけないと感じました。

入学式ですが、私は第二中学校に参列しました。第二中の生徒さんは、とてもしっかり1年生も含めて話を聞いていて、終わってからすごいですねとお伝えしたら、うちの子どもたちはとてもしっかりしているのですという話になり、1年生が先輩たちの姿を見て、背筋をピッと伸ばすような様子が印象的で、とても良い光景だと感じました。

それから、第一小学校の入学式も参列しました。小学校の入学式が随分変わってきたなという印象で、コロナ禍以降からなのか、式がとても短かったのです。校長先生の話があって、来賓の方々の紹介があって終わったという感じで、1年生に対して2年生が何かやるとかということは全くなく、あっという間に式が終わってしまって、だんだんと簡素化されていくのかという気がして、ちょっと寂しいなと感じました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

私からも何点か。4月2日の教職員辞令伝達式、そして小・中学校の入学式、それぞれありがとうございました。卒業式を含めて後ほど実施結果について御報告をさせていただきたいと存じます。

4月7日は、高等学校も含めて、多くの学校がこの日に集中していたものですから、私は夜の部として青梅総合高校の定時制の入学式に、坂井教育指導担当主幹とともに行ってまいりました。3クラス編成で、外国籍の方が非常に増えているなということが印象的なところでございました。入学式、無事に終了いたしまして、ありがとうございました。

また、今年度、令和8年度の周年行事としては、成木小学校の30周年がございます。秋になりますが、御都合が付くようにお願いしたいと存じます。

本日ニュースで、気象庁が40度以上の日を酷暑日と名付けたということが載っておりました。一番投票が多かったそうです。おもしろいところでは、自宅待機日というものもありましたけれども、酷暑日、今年も非常に暑い日が多くなろうかと思います。特に、小・中学校の活動には、教育委員会としても十分留意してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局も一部人事異動で変わっておりますが、引き続き一生懸命取り組んでまいりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

それでは、教育長報告事項につきまして、順次説明をさせていただきます。

2 令和7年度青梅市立小・中学校卒業式および令和8年度青梅市立小・中学校入学式の実施結果について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 はじめに、教育長報告事項の2、令和7年度青梅市立小・中学校卒業式および令和8年度青梅市立小・中学校入学式の実施結果について説明をいたします。

【指導室長（宇野）】 まず、委員の皆様におかれましては、令和7年度の卒業式および令和8年度の入学式に御参列いただきまして、大変ありがとうございました。

はじめに、令和7年度市立小・中学校卒業式の実施結果について、御報告いたします。

3月19日に東中学校を除く中学校、3月21日に東小・中学校、3月24日にその他の小学校が卒業式を実施しております。式場の内外の国旗掲揚およびピアノ伴奏による国歌斉唱等を全校にて適正に実施しております。

つづきまして、令和8年度市立小・中学校入学式の実施結果について、御報告いたします。

4月7日に中学校、4月8日に小学校の入学式を実施しております。入学式につきましても卒業式と同様に、東小・中学校を除く全校において適正に実施しております。東小・中学校におきましては、例年入学式は実施しておりません。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

3 第67回市民スポーツ大会および第79回東京都スポーツ大会の実施について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の3、第67回市民スポーツ大会および第79回東京都スポーツ大会の実施について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項の3、第67回市民スポーツ大会および第79回東京都スポーツ大会の実施について、御説明を申し上げます。

報告資料の3を御覧ください。

市民スポーツ大会につきましては、市民の健康、体力づくりと技術力の向上を目指し、スポーツを通じた地域交流を図ることを目的とし、青梅市、青梅市教育委員会、青梅市スポーツ協会が共催で毎年開催しております。青梅市内在住、在勤、在学の方を対象としたスポーツ大会であります。

青梅市スポーツ協会に運営を委託し、加盟している各連盟、協会等が主管団体として実施いたします。

今年度の第67回大会は、記載のとおり27競技で、4月から来年の3月までの期間、各会場で開催いたします。

次に、第79回東京都スポーツ大会春季大会の資料を御覧ください。

東京都スポーツ大会につきましては、広く都民の間にスポーツを普及し、地域スポーツの振興と地区の友好親善を目的に、東京都スポーツ協会および東京都が主催者となり、市区町村の対抗方式で行われるスポーツ大会であります。

青梅市スポーツ協会に選手派遣を委託しており、今年度の第79回大会は、全29競技のうち、陸上競技などに監督、選手、合計で178名が本市代表として参加いたします。各競技の日程および会場につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

4 新青梅図書館（仮称）基本設計概要書への意見募集の実施について（文化複合施設等整備担当）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の4、新青梅図書館（仮称）基本設計概要書への意見募集の実施について説明いたします。

【文化複合施設等担当主幹（森田）】 それでは、報告事項の4、新青梅図書館（仮称）基本設計概要へのパブリック・コメントによる意見募集について、御説明をさせていただきます。

報告資料の4を御覧ください。

まず、新青梅図書館の整備につきましては、令和5年度に基本設計を実施し、完成をしております。その後、再開発組合との賃貸借協議に時間を要したため、この段階で基本設計に対するパブリック・コメントを実施し、本年度行う実施設計につなげようとするものでございます。

先に、新青梅図書館（仮称）基本設計概要書について、御説明させていただきます。

こちらは、基本設計書の内容を分かりやすく簡便にするため、11ページに集約をしております。

2ページをお開きください。

こちらには整備の背景、整備スケジュールを示してございます。左側中段の整備スケジュールには、大まかな工事予定、図書館のオープン予定などを記載しております。

3ページをお開きください。

こちらは、コンセプトになります。特徴的なコンセプトとしまして、左の行、1段落目、本と出会う場として、ここに置く本は貸出しをせず、来館して読んでもらう仕組みとしております。ただし、ほかの図書館の予約本の貸出し、返却は行えるようにいたします。

次に、中央の行、1段落目、カフェの導入です。中央図書館では、自動販売機のコーヒーが入り口にあり、館内の一部で飲むことができますが、こちらの図書館の計画では、カフェを併設し、飲むことは館内全てで行えることを計画しております。

最後に、右側の行、3段落目、人とまちをつなげる場であります。これは図書館の一部をイベントスペースとして設けることで、様々な活用ができる場としております。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

こちらは、館内のイメージを表してございます。

つづきまして、7ページ、9ページをお開きください。

こちらからは少し専門的な内容になるのですが、平面計画、平面図等になります。

つづきまして、10ページ、断面計画、これは横から見たときの2階部分を利用するということが分かるような図面となっています。

最後に11ページは、内装の仕上げについて細かいのですが、資料を掲載しております。

概要書についての説明は以上です。

つづきまして、資料の1枚目、パブリック・コメントの概要について、御説明をさせていただきます。

実施期間につきましては、令和8年5月1日から14日までの2週間を予定しております。

また、周知方法ですが、広報おうめ5月1日号、市教育委員会のホームページ、そして市SNSを予定しております。

4、閲覧場所につきましては、記載のとおり予定をしております。

5、対象につきましては、市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する方、当該案件に直接的な利害関係を有する方を対象としております。

意見の提出方法につきましては、郵送（5月14日の消印を有効）、ファックス、専用フォームまたは直接文化複合施設等整備担当窓口を持参をしていただくこととしております。

報告事項4につきましては以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（杉本）】 この図面を拝見して、エレベーターが建物の中央の1か所だけということで、例えば火災時に、障がい者の方、車椅子の方がいらっしゃる場合の避難誘導はどのようにされるのでしょうか。

【文化複合施設等担当主幹（森田）】 資料としては7ページを御覧ください。

2階の平面図になります。委員御指摘のとおり、入り口は中央の階段、（5）と書いてあるところと、その右側にEV（4）と書いてあるところ、これがエレベーターとなります。基本的には、ここを出入口ということで考えております。建築基準法、消防法の規制等もございまして、避難路としては、当然この出口の2つのほかに、右側を見ていただきますと、階段（6）というものがございます。これは通常は開放していないのですが、火災等の際には扉を開けて逃げられるようにということで、この位置に設けられているもの。そして南側、図面で言うと左側の階段（3）と（4）がございまして。こちらについても想定としましては、このカフェ・アクティブゾーンの部分については、誘導灯等が階段（4）の方向に誘導するような形で設計してございます。テラスの部分については、出ていた人がいらっしゃれば階段（3）を使って避難をするというよ

うな構造になってございます。

ただ、車椅子の方に限りましては、エレベーターはこの中央にしかないので、こちらに誘導するというような形で計画はしております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（徳長）】 例えば、立体模型みたいなものはないのですか。

【文化複合施設等担当主幹（森田）】 現在の段階はこういった資料のもので、この後も実施設計をした場合には、画像等でお見せするというようなことまでは想定しているのですが、立体模型等は今のところ予定はございません。

【委員（徳長）】 何となく図で見て分かるのですが、立体模型がどこかにあると、直接見て、ここはこうだなというのが分かります。もし、市役所の中に1か所だけでもそういうものがあると分かりやすいかなと思いました。

【文化複合施設等担当主幹（森田）】 まだ検討段階ではあるのですが、最近は3D画像というものが設計上作れます。今、3Dの試作みたいなものを作っておりまして、それがうまく作ることができれば、ホームページ等でそういったものの御紹介、映像で中を歩いているような、そういった動画みたいなものがお知らせできればといったことは、検討中でございます。

【教育長（橋本）】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

【委員（百合）】 ここまでもうきっちり決まっているということは、市民からもしいろいろ意見が出ても、ほとんど変えることというのは無理なのでしょうか。何かもしもう少しここはこういうふうにしてもらいたいとかいう意見があれば、まだ変更が可能な段階であるということでしょうか。

【文化複合施設等担当主幹（森田）】 やはり間取り、区画自体がお借りするビルの2階ということで、建築上の制約といったところは、合わせざるを得ないのかなというところがございます。ただ、南側のエリアのアクティブなゾーンとか、そういったところでどういったことをできるのかとか、ソフトの部分について、示しているラーニングコモンズみたいなところで、具体的に何をしていけるのか、そういった市民の方が、そこで何をしていくと使えるかというところを中心に、多くの意見をいただければなというふうには考えております。

【委員（百合）】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

【委員（原島）】 駐車場なのですが、近隣を使うイメージですか。

【文化複合施設等担当主幹（森田）】 現在のところ、事例としましては、河辺の中央図書館についても、駐車場の確保といったところがないという状況で、周囲の有料駐車場を使っているような状況でして、新青梅図書館につきましても、マンションの建設のところであらかじめ設けられた駐車場はないものですから、同様に周辺の駐車場を御利用いただいて、来館していただくというようなことを今のところは考えています。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

【委員（原島）】 駐車チケットが頂けるなど、そんなイメージと考えて良いですか。

【文化複合施設等担当主幹（森田）】 現在のところは、まだそこまでの具体的なものはないのですが、現在の実施事業等を把握しながら今後検討していくというようなことを考えている状況でございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（杉本）】 先ほどのことにつけ加えて、最後にエレベーターが1か所しか車椅子の経路がないというようなお話だったので、できればもう少し配慮をしていただきたいと思います。このエレベーターが真ん中にあるというのは煙突みたいな状態になって、一番はじめに止まるのがエレベーターだと思います。障がい者の方とか高齢者の方も利用されることが多くなると思います。これにちょっとつけ加える形で、そんなに大きなものじゃなくて、手動でも降ろせるようなリフトみたいなものとか、そういうものをどこかに設置していただけたらなというふうに思いますので、よろしく御配慮をお願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。御意見としてお伺いをさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員（原島）】 今、奥多摩行きの本数が少なくて、学生さんたちがこの図書館を利用して、待ち時間に何か学習するとか調べものをするというような、そんな時間としても有効活用してもらえたらすごく良いのかなと思うので、そういった発信とかも積極的にしていただけると良いのかなと思いました。

【文化複合施設等担当主幹（森田）】 やはり青梅を通過する方、通勤、通学で、そういった方も御利用ができるように、特に中高生につきましては、学習スペースといったものはふんだんに準備していますので、そういったところで寄っていただけるように引き続き検討していきたいと思えます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

今のところは令和10年中のオープンということです。この場所はすでに市が賃貸借契約をもう結んでおりますので、また機会がありましたら教育委員の皆様方にも現場を御覧いただきたいと思いますので、その節はよろしくお願いいたします。

5 諸報告

(1) 委員会等会議録

青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 令和7年度後期教育委員会後援名義承認結果について（教育総務課）

イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の5、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様にはお目通しをいただいております。御質疑等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

日程第4 協議事項

1 青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。

青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項1、青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

協議資料1を御覧ください。

はじめに1、改正の理由につきましては、青梅市公告式条例の一部改正を踏まえ、規則の公布および規程等の公表の方法を改めようとするものであります。

本件は、市において、市民の利便性向上と行政運営の効率化を図るための改正が行われたことを受け、教育委員会においても市に準じた改正を行おうとするものであります。

次に2、改正の内容につきましては、（1）から（5）までの5項目ございます。

まず（1）は、規則の公布における青梅市教育委員会教育長の署名を記名に改めるものであります。

次に（2）は、規則の公布および規程等の公表をしようとするときは、青梅市のウェブサイトに掲載してこれを行うことを原則とし、災害、その他特別の事由により青梅市のウェブサイトに掲載することができないときは、青梅市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる規定を置くものであります。

次に（3）は、規則および規程等の掲載および掲示の期間は、青梅市公告式条例および青梅市公告式規則による掲載等期間に関する規程第2条各号に規定する期間とし、法令等に告示期間の定めがあるものを除き、その期間を14日間にするものであります。

次に（4）は、規則および規程等の掲載および掲示にかかる管理は、青梅市公告式条例および青梅市公告式規則による掲載等期間に関する規程第3条に定めるところによるものとし、その管理者を文書法制課長とするものであります。

次に（5）は、規程等の公表における教育長印の押印を廃止するものであります。

以上の内容については、資料2枚目以降の新旧対照表の第2条および第3条関係でありますので、後ほど御確認くださるようお願いいたします。

最後に3、施行期日等につきましては、（1）の施行期日は、青梅市公告式条例の施行期日と合わせ、令和8年5月1日とし、（2）にありますように、改正後の規定の適用関係について、必要な経過措置を置くものであります。

説明は以上でございます。

なお、本件につきましては、御承認いただけましたら、後ほど議案として提出させていただき、御決定いただきたいと考えております。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項でございますので、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則については承認されました。

2 令和8年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。

令和8年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書選択要領について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（坂井）】 令和8年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について、御説明を申し上げます。

協議資料2を御覧ください。

通常の選定教科書の採択につきましては、原則として採択後4年間は同一の教科書を採択することとなっており、小学校は令和6年度から令和9年度まで、中学校は令和7年度から令和10年度まで同一の教科書を使用することになります。しかし、小・中学校の特別支援学級で使用する教科書につきましては、教科により当該学年利用の通常の教科書を使用することが適当でないときは、学校教育法附則第9条、同法施行規則第139条の規定によりまして、教科用として一般図書を使用することができることとなっております。また、学校教育法附則第9条の規定にもとづき、この一般図書につきましては、例外として毎年度採択することができます。

したがって、令和9年度に知的固定学級で使用する教科書について、一般図書を採択する必要があるかどうか、また必要な場合の一般図書の選定について、本年度検討を行います。

本件、令和8年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領を御承認いただくことにより、青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書検討委員会を設置いたします。

以上、大変雑駁ではございますが、説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、令和8年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書選択要領については承認されました。

3 令和9年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。

令和9年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（坂井）】 令和9年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について、御説明させていただきます。

令和9年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討についてを御承認いただくことにより、青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書検討委員会に対し、8月の教育委員会における採択に向けた報告資料の作成を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、令和9年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討については承認されました。

日程第5 議案審議

議案第1号 青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、日程第5、議案審議に移ります。

議案第1号を議題といたします。

青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について説明をいたします。

【文化課長（原島）】 それでは、議案第1号、青梅市美術館運営委員会委員の委嘱につきまして御説明申し上げます。

本議案は、青梅市美術館条例第21条の規定にもとづき、青梅市美術館運営委員会委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱の内容であります。資料の表に記載のとおり、青梅市美術館条例第21条第3項第1号の学校教育関係者の1名について、前任者の退任に伴い推薦をいただきました方に委嘱しようとするものであります。

また、資料を1枚おめくりいただきますと、現在の委員7名を左側に掲載し、今回の委嘱にか

かる改選後の委員 1 名を右側に記載した対照表を掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

上から 1 人目、学校教育関係者として、友田小学校長の藤原輝正氏に代わりまして、河辺小学校長の山崎尚史氏に新たに委員の委嘱をさせていただこうとするものであります。

前のページにお戻りいただきまして、任期につきましては、令和8年4月18日から、前任者の残任期間であります令和8年10月6日までであります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第 1 号、青梅市美術館運営委員会員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど協議事項の 1 が承認されたことに伴い、議案が 1 件追加されとのことであります。つきましては、本日の日程に議案第 2 号、青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を追加したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認め、本日の日程に議案第 2 号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

議案第 2 号 青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは、議案第 2 号を議題といたします。

青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、議案第 2 号青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

本案は、先ほど協議事項 1 として御説明申し上げ、御協議いただき、御承認を賜った規則の一部改正についての議案でございます。

内容等につきましては、先ほど協議資料 1 にもとづき御説明申し上げたとおりでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第 2 号、青梅市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

1 青梅市教育委員会事務委嘱規則第3条にもとづく専決処分（人事案件）の報告について （教育総務課・指導室）

【教育長（橋本）】 次に、冒頭でお話をいたしましたとおり、議事日程を戻りまして、日程第3、教育長報告事項の1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分（人事案件）の報告についてを議題といたします。

本件は、青梅市教育委員会事務局職員および青梅市立小中学校教職員の人事異動の決定に関し、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思います。

つきましては、教育長報告事項の1を非公開とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めますが、ここで退席する職員については、この後、再入場いたしませんので、御了承いただきたいと思います。

退席する職員で、報告事項等ある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 暫時休憩いたします。

〔 退 席 〕

休憩 午後3時48分

再開 午後3時50分

【非公開】

【公開】

【教育長（橋本）】 ここから、会議を公開といたします。

以上で、予定された案件については、全て終了いたしました。

そのほか何かありますか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、今後の予定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

今後の予定は、記載のとおり 2 件でございます。

1 件目は、令和 8 年度教育施策連絡協議会でございます。

4月24日の金曜日から5月31日の日曜日まで、オンデマンド配信により実施されます。委員の皆様には、おとといの夕方、東京都教育庁総務部総務課からのメールを転送し、お知らせ済みでございますので、詳細につきましてはそちらで御確認くださるようお願いいたします。

2 件目は、次回の教育委員会定例会でございます。

5月1日の金曜日午後1時30分から、会場は、こちらの教育委員会会議室において開催いたします。

今後の予定につきましては、以上でございます。

日程第 6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして定例会を閉会とさせていただきます。

午後3時58分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員